

## 目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
総務企画委員会	
環境建設委員会	
議長会の動き	12
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
各種協議会等の動き	15
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
全国高速自動車道市議会協議会	
市議会議員共済会	
令和元年度視察受入状況	19
青梅市議会新着図書目録	21
要綱・要領等の制定、改廃の状況	24
制定された要綱・要領	31
青梅市公民連携基本指針	以下23件



## 議 会 日 誌

< 2月 >

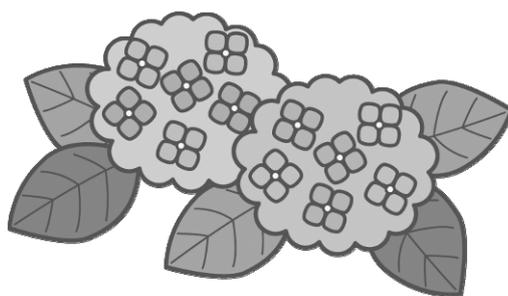
- 4日(火)～5日(水) 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察 [日本競輪選手養成所(伊豆市)・平塚競技場(平塚市)―鴻井・結城議員]
- 5日(水) 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館―天沼議員、青柳主任]
- 5日(水)～6日(木) 総務企画委員会行政視察 [ボートレース鳴門(鳴門市)]
- 6日(木) 午後 1:00 市議会議員共済会代議員会 [都市センターホテル―久保議長、局長]
- 7日(金) 午後 2:00 東京都市議会議長会議員研修会 [府中の森芸術劇場―久保議長、山内副議長、寺島・山崎・阿部・井上・みねざき・片谷・大勢待・榎澤・湖城・山田・島崎・天沼・鴨居・小山・鴻井・野島議員、局長、次長、青柳主任]
- 10日(月) 午後 1:00 東京都市議会調査事務研究会 [国分寺市役所―調査係長、窪田主任]
- 午後 2:00 東京都市監査委員会役員会 [昭島市役所―鴻井監査委員]
- 12日(水) 午後 1:25 西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合―大勢待・湖城・迫田議員]
- 午後 2:00 全国高速自動車道市議会協議会定期総会 [都市センターホテル―久保議長、局長]
- 14日(金) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室―久保議長、山内副議長、局長]
- 午後 1:00 議会運営委員会
- 午後 4:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [久保議長、小山・結城議員]
- 15日(土) 午後 1:00 第54回青梅マラソン大会開会式
- 16日(日) 第54回青梅マラソン大会
- 17日(月) 午前10:00 議会運営委員会
- 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場―鴻井・結城議員]
- 午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館―久保議長、局長]
- 18日(火) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所―みねざき・片谷・島崎議員]

19日（水）	午前10:00	令和元年市議会定例会令和2年2月定例議会 本会議 [市長 施政方針演説、議案審議]
20日（木）	午後 1:15	東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例 会・全員協議会 [東京自治会館一鴨居議員]
21日（金）	午後 3:00	議会運営委員会
26日（水）	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
27日（木）	午前 8:45	総務企画委員会
	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
28日（金）		環境建設委員会行政視察 [羽村市]
< 3月 >		
2日（月）	午前10:00	福祉文教委員会
3日（火）	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:16	全員協議会 [ <市長提出事項>… 1. 第2期「青梅市まち・ひ と・しごと創生総合戦略」の策定について、 2. 令和2年度 組織改正について、 3. 令和2年度国民健康保険税の減額判 定所得等の見直しおよび後期高齢者医療保険料の改定等に ついて、 4. 令和2年度税制改正の主な内容について、 5. 多 摩地域ごみ処理広域支援体制の見直しについて、 6. 「青梅 市公共下水道事業経営戦略」および「青梅市公共下水道スト ックマネジメント計画」の策定について、 7. 新型コロナウイルス に対する市の対応について、 8. 東京2020オリンピック ・パラリンピック競技大会開催に伴う取組予定について、 <議長提出事項>… 1. 東京都十一市競輪事業組合議会議員 選出について]
	午後 3:11	総合病院立替特別委員会
	午後 3:30	議会運営委員会
	午後 3:49	本会議 [議会期間の延長について]
16日（月）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午前10:47	総務企画委員会
	午前10:47	環境建設委員会
17日（火）	午前10:00	予算決算委員会

- |        |         |                                    |
|--------|---------|------------------------------------|
| 18日（水） | 午前10:00 | 予算決算委員会                            |
| 23日（月） | 午前10:00 | 本会議 [一般質問]                         |
| 24日（火） | 午前10:00 | 本会議 [一般質問]                         |
| 25日（水） | 午前10:00 | 本会議 [一般質問]                         |
| 26日（木） | 午前 9:15 | 議会運営委員会                            |
|        | 午前10:00 | 本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]               |
|        | 午後 4:30 | 例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]             |
| 27日（金） | 午後 2:30 | 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [東京自治会館—鴻井・結城議員] |

< 4月 >

- |        |         |                                 |
|--------|---------|---------------------------------|
| 1日（水）  | 午前10:00 | 辞令交付式                           |
| 16日（木） | 午前11:30 | 西多摩地区議長会会計監査 [議長応接室—久保議長、局長、次長] |



# 行政視察報告

## 総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である収益事業の売上向上について調査を進めるに当たり、新メインスタンドに建て替えし、ボートレース場のコンパクト化やモーニングレースを開催し売上げを伸ばしているボートレース鳴門の売上向上策やボートレース鳴門に併設する地域開放型施設への取り組み等を視察することとした。

視察地 ボートレース鳴門（徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1）

視察期日 令和2年2月5日（水）～6日（木）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）小山 進 （副委員長）榎澤 誠  
（委員）寺島 和成、みねざき拓実、ぬのや和代  
山田 敏夫、鴨居 孝泰、野島 資雄  
（随 行…遠藤庶務係長）

### 【ボートレース鳴門】

#### 1 概 要

ボートレース鳴門は徳島県の北東端に位置し、全国24場中11番目に誕生した。

近年はファン層の高齢化やレジャーの多様化などにより売上げの減少が続いていたが、平成28年4月のリニューアルオープン以降、SG競走やモーニングレースの開催などにより収益が大幅に改善されている。

平成30年度の総売上金額は38,768,807,500円で前年度比15.0%の増額となっている。

初 開 催	昭和28年4月24日	
開 催 日 数	180日（鳴門市156日、松茂町他二町競艇事業組合24日）	
施 設 規 模	敷地面積	57,364.14㎡
	建築面積	スタンド棟3,229.99㎡ 別棟289.92㎡
	水 面 積	62,300.00㎡（最大水深9m、最小水深3m）

#### 2 主な売上向上策について

(1) 業界全体として電話投票は好調であるが、今年度は電話投票で月額購入金額が20万円以上（GⅢ以上のレースは除く）の全員にキャッシュバックするなど、高額購入者への対応を手厚くした。

- (2) 平成28年度に実施されたボートレース活性化委員会からのモーニングレース開催場への参入募集に応募し、平成30年度下半期（9/22～3/31）にモーニングレースを開催することとなった。その結果、他場では開催されていない時間帯のレース（1R～3R）の売上げが増加した。
- (3) 隣接地に地域開放型施設を開設し、更なるボートレース場のイメージアップを図っている。

### 3 施設整備について

実施時期	内 容
平成28年3月	新メインスタンド竣工
平成29年11月	隣接地に民間事業者による温浴施設「鳴門天然温泉あらたえの湯」オープン
平成30年11月	スポーツパーク「UZU PARK」オープン
令和2年2月	新イベントホール「UZU HALL」オープン
令和2年4月	外向発売所「エディウイン鳴門」に指定席棟を新設予定



新メインスタンド正面玄関

#### 【新メインスタンド施設概要】

スタンド棟（鉄骨造）、付属棟（鉄骨造）  
 スタンド棟（地上7階）、付属棟（地上3階）  
 スタンド棟延べ床面積7,781.21㎡  
 総工事費 約46億円（設備関連予算含む）  
 工事期間 平成27年1月～平成28年3月

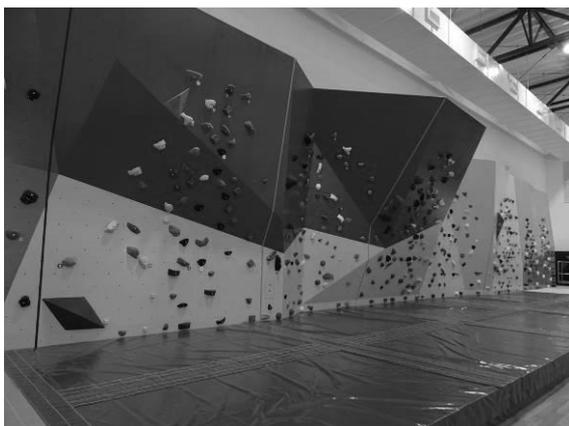
### 4 地域開放型施設について

#### (1) UZU PARK（ウズパーク）の施設内容

- ア プロスケーターが監修したオールコンクリートのスケートボードパーク
- イ 3人制バスケットボールイベントが開催されるバスケットコート
- ウ 鳴門市、東かがわ市、南あわじ市の3市を結ぶサイクリングコースの発着拠点として機能するサイクルステーション

#### (2) UZU HALL（ウズホール）の施設内容

- ア ビックレース時の選手紹介式やイベント会場として使用
- イ 無料施設としては国内最大級の規模を誇るボルダリング壁面を完備
- ウ キッズスペースや図書スペースを併設



ウズホール内のホルダリング施設



西日本最大級を誇るスケートボードパーク

(3) 特別観覧施設ROKU（ロク）について

ア 新メインスタンドと合わせて東側に建設された付属棟（ダイナミックキャビン）の3階部分に設置

イ 女性をターゲットとした料理教室やボートレース初心者講習会など年間を通して様々なイベントを企画、開催

5 経費節減の取組について

リニューアル前に33,300㎡あったメインスタンドを約8,600㎡のコンパクトなメインスタンドにしたことにより、本場施設にかかる光熱水費を削減した。また、臨時従業員の直接雇用の廃止により、民間への業務委託を推進することで人件費を削減した。これらの効果により、リニューアル前と比較してランニングコストは年間で約2億円の削減となった。

6 外向発売所（エディウイン鳴門）

開設日：平成9年8月1日

発売レース：1日最大発売場数 10場

発売時間：午前7時からナイターレース終了まで

売上状況

年度	発売日数	総売上額（円）		合計（円）	1日平均売上
		本場開催	場外受託		
H28	353	1,310,745,000	7,321,251,400	8,631,996,400	24,453,200
H29	348	968,713,800	7,413,577,800	8,382,291,600	24,087,000
H30	357	905,035,000	7,538,287,500	8,443,322,500	23,650,800



総務企画委員会の委員（ボートレース鳴門ROKUにて）

#### 【視察を終えて】

ボートレース鳴門はボートレース場のパーク化を目指しており、スケートボードパーク、サイクルステーション、ボルダリング施設やキッズスペース等を併設、また、民間事業者による温浴施設の誘致など、ボートレースファンはもとより小さな子どもから御年配の方まで幅広い年齢層に親しまれている観光スポットとなっている。

広大な敷地と隣接地に住宅がない等、住民の理解を得られる環境にあるが、本格的なスポーツパークとして様々なスポーツイベントや大会を開催し、鳴門市の活性化の一翼を担っている。人が集まることにより新たなボートレースファンの獲得や売上向上にもつながっていると感じた。

近年はメインスタンドをコンパクトにリニューアルし、バリアフリーにも対応した人に優しい空間となっている。また、SG競走やモーニングレースの開催、電話投票に力を入れており、売上げを伸ばすことにより施設整備にも資金を投入することができ相乗効果が生まれている。

スピード感を持って施設整備を実施できるのは施設を自前で持っているという強みもあるが、明確なコンセプトをもって他のボートレース場と差別化を図る施設整備や経営戦略も参考とすべき点である。

また、一般会計への繰出金とは別に「ボートレース鳴門まちづくり基金」へ平成28年度から1億円ずつ繰出している点も注目すべきところであり、ボートレースの売上げが市民生活や福祉の向上に貢献していることが目に見える点ではボートレースの

イメージアップにもつながっていると感じた。

全国24場ではその地域によって様々な取組や工夫を行い、ボートレース事業の発展に努力されており、改めて関係者の皆様に感謝申し上げたい。

本市のボートレース多摩川においても全国のボートレース場の様々な取り組みを参考にファンに愛されるボートレース場となるよう、当委員会としても引き続き調査研究し、ファンの皆様と一緒に競艇事業を盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 小 山 進)

## 環境建設委員会

環境建設委員会では、超高齢社会において公共交通網を充実させ、交通弱者を無くす支援策を研究するため、「交通弱者『特に高齢者等の生活不安脱却』対策について並びに地域公共交通の改善策」を所管事務調査事項としている。調査を進めるに当たり、近隣自治体で、コミュニティバスを運行している東京都羽村市を視察することとした。

視察地 東京都羽村市

視察期日 令和2年2月28日（金）

視察事項 コミュニティバスはむらんについて

参加者 （委員長）阿部 悦博（副委員長）天沼 明  
（委員）山崎 哲男、藤野ひろえ、片谷 洋夫  
山内公美子、結城 守夫、下田 盛俊  
（随 行…榎戸議事係長、窪田調査係主任）

### 【コミュニティバスはむらんについて】

#### 1 概要

##### (1) 運行形態

運行事業者である西東京バス株式会社と運行事業協定を締結し、運行経費から利用料金等を差し引いた赤字分を補助金として支出

##### (2) 運行コース

4コース（うち3コースは循環型）

##### (3) 運賃

一律100円

##### (4) 運行車両

日野自動車 ポンチョ・ショートボディ（ディーゼル）定員25名 4台

日野自動車 ポンチョ・ショートボディ（EV）定員36名 1台

##### (5) 利用者数

平成30年度 209,760人（運行開始時の約2.6倍）

##### (6) 運行補助金

平成30年度 5,402万6,000円（運行開始時の約2倍）

##### (7) 利用者一人あたり運行補助金

平成30年度 258円（おおよそ300円前後で推移）

## 2 導入の経緯

昭和47年より、老人巡回バスを運行、平成5～8年には市内循環バスを運行したが、市内循環バスは、大型バスのため運行ルートに制限が多く、需要を満たすことができなかつたため、廃止となっていた。その後、複数回の一般質問や、要望書を受けて、平成17年5月29日にコミュニティバス「はむらん」の運行を開始した。これに伴い、老人巡回バスは廃止された。

導入経費（初年度運行経費、車体のリース料、バス停の設置費用等）

計117,234,082円

## 3 運行開始後

知識経験者、町内会関係者、福祉団体関係者、市内商業者、バス運行事業者、市民公募委員で構成された、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会を設置し、年に2回程度具体的な改善策について検討し、意見をまとめている。これに基づき運行ルートの延長や運行ダイヤの改正、バス停の増設および改良等を行っている。

## 4 でんきバスはむらんとAZEMSプロジェクト

### (1) でんきバスはむらん

平成23年11月初旬に、市内に工場のある日野自動車の情報提供を受け、平成24年3月10日にでんきバスはむらんの運行を開始した。全国で初めて正式運行した電気バスである。

導入経費（車両、充電施設の購入費等） 計86,687,000円

国土交通省および東京都の補助金 計85,118,000円

### (2) AZEMSプロジェクト

AZEMSとは、All Zero Emission Mobile Systemの頭文字を組み合わせた造語で、市域の地球温暖化防止施策の運輸部門対策である。市民のQuality of Life（生活の質）の向上と都市部の限られた空間という特性に適したスマート交通システムを構築していくことで、自動車交通のゼロ・カーボン化に取り組んでいる。

平成26年度と27年度にかけて、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー供給源とし、この電力を二次電池に蓄電した上で、でんきバスはむらん用のEV用急速充電器、一般電気自動車用の急速充電器および市庁舎にPV電力を供給するシステムを構築した。でんきバスはむらんの電力は全て太陽光発電で賄われている。

## 5 課題

### (1) 運行経費の増加

人件費の増大等により、運行経費が増大している。ルートや運行時間の見直しによる人件費の削減や、有料広告やバス停のネーミングライツ等による運行外収入を目指している。

### (2) 市民の利便性の向上

ルートが多くどれに乗ったらいいかわからないという意見があり、「わたしの時刻表」作成サービスで、自宅から目的地までの個別の時刻表を提供している。

### (3) ルート・ダイヤの検討

循環型コースは一方向への運行であるため、双方向での運行の要望や、新たなルートの要望がある。また、乗り継ぎしやすいダイヤの検討も課題である。

### (4) 民間バスの減便

はむらん運行との因果関係は不明ではあるが、ここ数年、民間バス路線が減便されている。



コミュニティバス「はむらん」



羽村市の担当職員から説明を受ける委員

#### 【視察を終えて】

はむらんは、充実した運行ルートが設定され、羽村市内をほぼ網羅しており、利用者数も初年度と比較し、平成30年度は約2.6倍に増加している。一方で、運行経費の増大や民間バスの減便等の課題もあることがわかった。青梅市の場合は、人口、面積、地形等、大きく条件が異なるため、市域全体で羽村市の方法をそのまま取り入れることは難しいと考えるが、青梅市に適した地域公共交通の方法を考えるうえで大変参考となった。

また、公共交通の取り組みは持続可能であること、公共施設の再編とセットとして考えなければならないものであると再認識した。

今回の視察を参考に、地域公共交通の改善についてさらに調査を進めていくこととしたい。

(環境建設委員長 阿部 悦博)

# 議 長 会 の 動 き

## 東京都市議会議長会

2月7日（金） 議員研修会

- \* 演題 「オリンピックを目指して得られたもの  
～五輪メダリストからのメッセージ～」

講師 山本 博 氏

日本体育大学 スポーツマネジメント学部 教授 博士（医学）

公益社団法人 東京都体育協会会長

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会顧問

公益社団法人 日本財団パラリンピックサポートセンター顧問

アテネ五輪（2004年）アーチェリー銀メダリスト

ロサンゼルス5輪（1984年）アーチェリー銅メダリスト

2月10日（月） 調査事務研究会

- \* 講演 「地方議会改革と議会事務局のあり方」

講師 中邨 章 氏

明治大学名誉教授 研究特任教授

2月17日（月） 定例総会

- \* 報告事項（了承）

会務報告 以下16件

- \* 協議事項

- 1 関東市議会議長会第86回定期総会で審議する都県提出議案について（原案どおり決定）
- 2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について（原案どおり決定）
- 3 関東市議会議長会慶弔規程の一部訂正について

- \* その他

4月17日（金） 臨時総会（書面会議）

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下4件

\* 協議事項（原案どおり認定）

1 令和元年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

歳入 予算額 1,360万1,000円 決算額 2,007万3,613円

歳出 予算額 1,360万1,000円 決算額 509万4,150円

差引残額 1,497万9,463円（翌年度へ繰り越し）

\* その他

参考資料について

- (1) 令和2年度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 令和2年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 令和2年度東京都市議会議長会関係役員
- (7) 東京都市議会議長会会則・諸規程
- (8) 令和2年度関東市議会議長会会議等開催予定表

## 関東市議会議長会

4月23日（木） 定期総会（書面会議）

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下2件

\* 協議事項

[会長提出議案]

1 令和元年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入 予算額 2,369万6,940円 決算額 2,536万9,066円

歳出 予算額 2,369万6,940円 決算額 2,131万6,500円

差引残額 405万2,566円（翌年度へ繰り越し）

2 令和2年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに1,611万3,566円

3 関東市議会議長会慶弔規程の一部改正について

[都県提出議案] (原案どおり決定)

- 1 がん検診への支援の充実について (東京都市議会議長会提出)
- 2 都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充 (東京都市議会議長会提出)
- 3 令和元年台風第19号災害からの復興・復旧について (埼玉都市議会議長会提出)
- 4 地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充について (茨城都市議会議長会提出)

\* 役員改選

会 長 甲府市議会議長

副会長 小金井市議会議長 以下3名

支部長 小平市議会議長 以下8名

理 事 青梅市議会議長 以下34名

監 事 藤沢市議会議長 以下2名

\* 相談役委嘱

横浜市議会議長 以下9名

\* 次期総会開催市決定

甲府市

\* 全国市議会議長会の役員・委員等について

## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

4月14日（火） 事務局長会議（書面会議）

\* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

\* 協議事項（了承）

令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

\* その他

- 1 役員会及び研修視察決算報告について
- 2 令和元年度運営及び行事予定（案）について
- 3 人事異動
- 4 その他

### 三多摩上下水及び道路建設促進協議会

2月5日（水） 第3委員会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和元年度第3委員会報告書（案）について
- 2 令和2年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 令和2年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

### 全国高速自動車道市議会協議会

2月13日（木） 定期総会

\* 講演

「高速道路に関する最近の話題」

国土交通省道路局高速道路課長 山本 巧 氏

\* 事務報告（了承）

\* 協議

1 平成30年度会計決算について（原案どおり認定）

歳入 予算額 764万 100円 決算額 773万3571円

歳出 予算額 764万 100円 決算額 660万 800円

差引残額 107万2771円（翌年度へ繰り越し）

2 令和2年度活動方針（案）について（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光などによる経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与する重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の進捗率は85%に達したものの、整備が大幅に遅れている地域など未整備区間が多く残されていることから、効果が最大限に発揮されていない状況にある。

このことから、高規格幹線道路の早期整備に向けた必要財源の確保や、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められており、さらに、高速道路の整備の推進と同時に、既存道路施設における老朽化対策等も急務となっている。

よって、下記の活動目標及び活動方法により、その実現を図ることとする。

記

1 活動目標

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備
- (2) 未整備区間の早期解消による国土の均衡ある発展の実現
- (3) 暫定2車線区間の4車線化の早期実現
- (4) 予防保全等による老朽化対策の促進
- (5) 頻発する自然災害に備えた災害対策等の強化

2 活動方法

目標達成のため、高速道路建設・整備促進等に関する要望・決議を適宜とりまとめ、全国高速道路建設協議会（会長：村井嘉浩・宮城県知事）など関係団体との連携のもと、政府、国会、各政党及び関係国会議員等に対し強力に要望活動を展開する。

3 令和2年度会議・要望活動日程（案）について（原案どおり決定）

4 令和2年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 768万 100円

\* 決議（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、物流や観光などによる経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与する重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の進捗率は全国で85%に達したものの、整備が大幅に遅れている地域など未整備区間が多く残されていることから、効果が最大限に発揮されていない状況にある。

このことから、高規格幹線道路の早期整備に向けた必要財源の確保や、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められており、さらに、高速道路の整備の推進と同時に、既存施設における老朽化対策も急務となっている。

よって、本協議会の総意をもって、特に次の事項について強く要望する。

#### 記

- 一 高規格幹線道路網一万四千キロメートルの早期整備に向け、長期安定的に道路整備等を実施できるよう財源確保に万全を期すこと。
- 一 未整備区間の早期着工による国土の均衡ある発展の実現を図ること。
- 一 暫定二車線区間の四車線化の早期実現を図ること。
- 一 道路施設の定期点検の結果を踏まえ、未着手区間について早期修繕を講じること。なお、予防保全による道路の老朽化対策の一層の推進を図ること。
- 一 災害時の緊急輸送道路としての機能確保及び高速道路を活用した津波避難所の構築など、災害対策の強化を図ること。
- 一 高速道路を利用した地域活性化のため、スマートインターチェンジの一層の整備促進を図るとともに、地域の特色を活かしたサービスエリア及びパーキングエリアの整備などに対する支援を図ること。
- 一 多重衝突や大型車両による事故など重大な事故に対する万全な安全対策を講じること。

右、決議する。

市議会議員共済会

2月6日（木） 代議員会

\* 事務報告等（了承）

事務報告 以下2件

\* 議案審議

令和2年度事業計画及び予算（案）について（原案どおり決定）

\* その他



## 令和元年度視察受入状況

	受入日	来訪自治体	人員	視察内容・場所
1	5月24日	大阪府和泉市	8	電子表決システム等を活用した議会運営について
2	7月4日	埼玉県入間市	6	圏央道青梅インターチェンジ北側の土地利用について
3	7月11日	群馬県千代田町	8	青梅マラソンについて
4	10月24日	鳥取県米子市	9	通年議会等について
5	10月25日	日本政物多様性 保全チーム	1	議会事務局機能強化の調査について
6	10月29日	三重県鈴鹿市	3	図書館の指定管理者制度について
7	11月7日	大阪府大東市	10	小中一貫校について
8	11月20日	北海道稚内市	9	通年議会について
9	1月20日	東京都国分寺市	24	議場等の見学
10	1月27日	茨城県つくば市	8	OmeBlue（青梅ブルー）プロジェクトの取組とその取組をいかした観光対策について

11	1月29日	京都府舞鶴市	3	中心市街地活性化の取り組みについて
計		延べ11市	89	



## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 平成30(2018)年度	青梅市中央図書館	青梅市	令和2	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第85号)令和 元年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	令和元	A4 変形
291	青梅市ウォーキングマップ	—	青梅市役所	令和元	A5
291	東京 島めぐり	—	東京市町村自治調査会	令和2	A5
314	選挙の記録(青梅市議会議員選挙、 参議院議員選挙、青梅市長選挙)	青梅市選挙管理委員会	青梅市選挙管理委員会	令和2	A4
318	議会資料106 議会年報(平成31年/令 和元年)	立川市議会事務局 庶務調査係	—	令和2	A4
318	議会年報 平成29年版	福生市議会事務局	—	令和2	A4
318	第6次青梅市総合長期計画 実施計画 (令和2年度～令和4年度)	青梅市企画部 企画政策課	青梅市	令和2	A4
318	友好交流のあしどり 2019年度	東京都特別区・市・町村 議会友好交流事業事務局	東京都特別区・市・町村 議会友好交流事業事務局	令和2	A4
318	自治体職員のための情報公開事務 ハンドブック	松村 亨	第一法規	28	B6
318	公共サービスの産業化と地方自治	岡田 知弘	自治体研究社	令和元	A5
318	人口減少時代の自治体政策	中山 徹	自治体研究社	30	A5
318	SDGsの実践	村上 周三ほか	事業構想大学院 大学出版部	31	A5
318	AIで変わる自治体業務	稲継 裕昭	ぎょうせい	30	B6
318	自治体における窓口業務改革に関する 調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	令和2	A4
318	公務員の副業・兼業に関する調査研究 報告書	—	東京市町村自治調査会	令和2	A4
318	シェアリングエコノミーで解決する自治体 課題に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	令和2	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
335	SDGsの基礎	沖 大 幹 ほか	事業構想大学院 大学出版部	30	A5
349	市町村財政力分析指標(平成 21 年度 から平成 30 年度まで)	—	東京市町村自治調査会	令 2	A4
349	市町村税政参考資料(平成 21 年度から 平成 30 年度まで)	—	東京市町村自治調査会	令 2	A4
349	公契約条例がひらく地域のしごと・暮らし	永山 利和ほか	自治体研究社	令元	A5
349	市民と自治体のための自治体財政	森 裕 之	自治体研究社	令 2	A5
349	財政が厳しいってどういうこと?	今 村 寛	ぎょうせい	30	A5
361	持続可能な地域のつくり方	笥 裕 介	英 治 出 版	令元	A5
365	青梅市住宅マスタープラン	青梅市都市整備部 住 宅 課	青 梅 市	令 2	A4
369	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計 画	青梅市子ども家庭部	青 梅 市	令 2	A4
369	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計 画 概要版	青梅市子ども家庭部	青 梅 市	令 2	A4
373	青梅市教育委員会の教育施策—平成 31 年度教育施策の概要・青梅市教育 推進プラン—	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令 2	A4
373	青梅市特別支援教育実施計画第五次 計画(令和 2~4 年度)	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	令 2	A4
498	青梅市第4次健康増進計画 第3次食 育推進計画	青梅市健康福祉部 健 康 課	青 梅 市	令 2	A4
498	地域の病院は命の砦	横山 壽一ほか	自治体研究社	令 2	A5
519	平成 30 年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部 環 境 政 策 課	青梅市環境部 環 境 政 策 課	令 2	A4
645	ペット問題の解決がもたらす住民の生活 環境向上に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	令 2	A4
680	MaaS 入門	森 口 将 之	学芸出版社	令元	A5
782	第 53 回青梅マラソン大会記録集	報知新聞社 ビ ジ ネ ス 局	青梅マラソン大会実行 委員会・報知新聞社	令 2	A4

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
813	広辞苑 第7版	—	岩波書店	30	菊版



## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和2年2月～5月1日現在>

件名	区分	所管
青梅市公民連携基本指針	制定	企画政策課
AIを利用した問合せ自動応答システム構築等業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
令和2年青梅市国勢調査実施本部設置要綱	制定	総務契約課
青梅市工事請負指名競争入札参加者指名基準	改正	総務契約課
青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準	改正	総務契約課
青梅市制限付一般競争入札実施要領	改正	総務契約課
青梅市公募型指名競争入札実施要綱	改正	総務契約課
青梅市工事請負契約最低制限価格設定要領	改正	総務契約課
青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準	改正	総務契約課
青梅市時間外勤務命令等における他律的業務の範囲に関する基準	制定	職員課
青梅市職員通信教育研修助成要綱	改正	職員課
青梅防犯協会運営費補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅交通安全協会事業補助金交付要綱	改正	市民安全課
世界連邦運動協会青梅支部運営費補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅市消費生活相談員取扱要綱	改正	市民安全課
令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱	廃止	市民安全課
令和2年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	制定	防災課
自主防災組織等運営費交付金交付要綱	改正	防災課
青梅市家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	防災課
青梅市消防団運営費交付金交付要綱	改正	防災課
青梅防火防災協会運営費補助金交付要綱	改正	防災課
青梅市消防団員互助会運営費交付金交付要綱	改正	防災課

件 名	区 分	所 管
平成 31 年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	廃 止	防 災 課
青梅市自治会振興交付金の交付金の額の算定等に関する基準	制 定	市民活動推進課
青梅市自治会振興交付金交付要綱	改 正	市民活動推進課
集会施設設置等事業補助金交付要綱	改 正	市民活動推進課
青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱	改 正	市民活動推進課
集会施設用地借上料補助金交付要綱	改 正	市民活動推進課
青梅市国民健康保険療養費の支給に関する要綱	改 正	保 険 年 金 課
青梅市国民健康保険税減免取扱要綱	改 正	保 険 年 金 課
青梅市年金相談員設置要綱	廃 止	保 険 年 金 課
青梅市債権管理適正化に関する指針	改 正	収 納 課
青梅市税収納員設置要綱	廃 止	収 納 課
青梅市税収納員設置要綱実施細目	廃 止	収 納 課
青梅市環境美化委員連合会補助金交付要綱	改 正	清掃リサイクル課
浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱	改 正	清掃リサイクル課
青梅市資源再利用推進報償金交付要綱	改 正	清掃リサイクル課
家庭雑排水吸込槽清掃経費の住民負担軽減措置に関する要綱	廃 止	清掃リサイクル課
青梅市生け垣設置費補助金交付要綱	改 正	公 園 緑 地 課
青梅市自家用小型汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱	改 正	下 水 管 理 課
青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱	改 正	福 祉 総 務 課
青梅市被保護者等自立促進事業実施要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護面接相談員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護就労支援専門員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護高齢者支援員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護健康管理支援員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護業務支援員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市生活困窮者自立相談支援員取扱要綱	改 正	生 活 福 祉 課

件 名	区 分	所 管
青梅市生活保護資産調査支援員取扱要綱	改 正	生活福祉課
青梅市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱	改 正	生活福祉課
平成30年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃 止	生活福祉課
令和元年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃 止	生活福祉課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業実施要綱	改 正	介護保険課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱	改 正	介護保険課
青梅市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱	改 正	介護保険課
青梅市介護保険認定調査員取扱要綱	改 正	介護保険課
青梅市見守り支援ネットワーク事業実施要綱	制 定	高齢者支援課
青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱	制 定	高齢者支援課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況確認サービス事業実施要綱	制 定	高齢者支援課
青梅市介護サービス事業者連絡会設置要綱	改 正	高齢者支援課
青梅市介護サービス相談員取扱要綱	改 正	高齢者支援課
青梅市地域包括支援センター専門職員取扱要綱	改 正	高齢者支援課
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	高齢者支援課
青梅市介護サービス相談員公募選考要綱	廃 止	高齢者支援課
令和2年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制 定	障がい者福祉課
心身障害者自動車運転教習事業補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
青梅市重度身体障害者（児）生活実習等事業補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
青梅市地域福祉推進事業補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
青梅市障害者スポーツ大会補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱	改 正	障がい者福祉課
障害者（児）短期入所事業実施要綱	改 正	障がい者福祉課
青梅市手話通訳者取扱要綱	改 正	障がい者福祉課

件 名	区 分	所 管
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	障がい者福祉課
平成30年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	廃 止	障がい者福祉課
平成31年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	廃 止	障がい者福祉課
青梅市定期予防接種再接種費用助成金交付要綱	制 定	健 康 課
青梅市保健事業専門職員取扱要綱	改 正	健 康 課
青梅市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱	改 正	健 康 課
青梅市一時預かり事業利用者補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
令和元年度青梅市放課後児童健全育成事業特例措置分補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
令和元年度青梅市新型コロナウイルス感染症予防対策保育環境改善事業補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
青梅市私立幼稚園協会補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市認証保育所利用者補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市民間保育所に対する市費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育所運営費等支弁要綱	改 正	子育て推進課
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負担金等収納員設置取扱要綱	改 正	子育て推進課
青梅市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱	廃 止	子育て推進課
青梅市臨時保育事業費補助金交付要綱	廃 止	子育て推進課
令和2年度子どもふれあいフェスタ2020事業補助金交付要綱	制 定	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改 正	子ども家庭支援課

件 名	区 分	所 管
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市子ども家庭支援ワーカー取扱要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市母子・父子自立支援員取扱要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市婦人相談員取扱置要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱①	改 正	子ども家庭支援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱②	改 正	子ども家庭支援課
平成30年度子どもふれあいフェスタ 2018 事業要綱	廃 止	子ども家庭支援課
平成31年度子どもふれあいフェスタ 2019 事業補助金交付要綱	廃 止	子ども家庭支援課
青梅市女性等緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱	廃 止	子ども家庭支援課
令和2年度青梅市中小企業振興資金等における緊急対策資金融資信用保証料補助要綱	制 定	商工観光課
青梅市中小企業退職金共済掛金補助要綱	改 正	商工観光課
青梅市小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業従業員等互助会補助金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改 正	商工観光課
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改 正	商工観光課
青梅市梅の里再生中小企業振興資金等融資要綱	改 正	商工観光課
青梅市農林業経営近代化促進事業補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農産物病虫害防除等事業補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市6次産業化支援事業補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付要綱	廃 止	農林水産課
青梅市屋内温水プール開故事業実施要綱	改 正	スポーツ推進課

件 名	区 分	所 管
青梅市屋内温水プール開放事業受付業務員設置要綱	廃 止	スポーツ推進課
青梅市地区市民運動会等交付金交付要綱	廃 止	スポーツ推進課
青梅市景観形成助成金交付要綱	改 正	都市計画課
青梅市景観まちづくり市民団体等活動助成金交付要綱	改 正	都市計画課
青梅市公共交通協議会補助金交付要綱	改 正	都市整備部管理課
青梅市放置自転車等の売却手続等に関する要綱	改 正	都市整備部管理課
東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例にかか る事務取扱要綱	制 定	住 宅 課
青梅市耐震改修促進計画検討委員会設置要綱	制 定	住 宅 課
青梅市におけるサービス付き高齢者向け住宅整備事業に際し 事業者を求める基準	改 正	住 宅 課
青梅市住宅マスタープラン検討委員会設置要綱	廃 止	住 宅 課
多摩川モーターボート競走場会計年度任用職員警備委員取扱要綱	改 正	事業部管理課
多摩川モーターボート競走場会計年度任用職員投票委員設置要綱	制 定	事業部業務課
青梅市公金の管理運用に関する基準	改 正	会 計 課
青梅市立総合病院臨床研修協力施設協力金支払要綱	改 正	病 院 管 理 課
青梅市立総合病院運営会議要綱	改 正	病 院 管 理 課
青梅市立総合病院建替検討委員会設置要綱	改 正	病院新病院建設担当
青梅市立総合病院経営会議設置要綱	改 正	病院経営企画課
新青梅市立総合病院改革プラン策定検討委員会設置要綱	改 正	病院経営企画課
青梅市学校事務嘱託職員設置要綱	廃 止	教 育 総 務 課
青梅市学校事務嘱託職員設置要綱	廃 止	教 育 総 務 課
青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱	改 正	学 務 課
青梅市青少年専門相談員取扱要綱	改 正	学 務 課
青梅市副校長支援員取扱要綱	制 定	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱	制 定	指 導 室
青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規程	改 正	指 導 室

件 名	区 分	所 管
中学校部活動実施要綱	改 正	指 導 室
青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱	改 正	指 導 室
学びと心の育成事業交付金交付要綱	改 正	指 導 室
青梅市学力向上対策事業実施要綱	改 正	指 導 室
青梅市学校マネジメント強化モデル事業嘱託職員設置要綱	廃 止	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ設置要綱	廃 止	指 導 室
青梅市学校マネジメント強化モデル事業嘱託職員設置要綱	廃 止	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ設置要綱	廃 止	指 導 室
平成 30 年度青梅市学力向上対策事業実施要綱	廃 止	指 導 室
青梅市学校給食配膳員取扱要綱	制 定	学校給食センター
青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱	改 正	学校給食センター
青梅市学校給食配膳員勤務要綱	廃 止	学校給食センター
令和元年度青梅市学校給食用食材料購入費補助金交付要綱	廃 止	学校給食センター
令和元年度青梅市文化交流センター嘱託職員取扱要綱	廃 止	社 会 教 育 課
青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱	改 正	文 化 課
青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱	改 正	文 化 課

## 制定された要綱・要領

### 青梅市公民連携基本指針

#### 1 趣旨

この指針は、青梅市（以下「市」という。）における公民連携について、その目的や原則、プロセス等基本的な考え方をまとめたものである。

行政の資源、ノウハウ等が限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズは多様化しており、これらに的確かつ持続的に応えていくためには、厳しい競争の中でノウハウを積み重ねた民間事業者等と協力することが重要であると考えられる。

各所管課においては、本指針を参考に、公民連携の推進を図るものとする。

#### 2 目的

本指針は、市がこれまで導入してきた指定管理者制度やネーミングライツ制度に加え、民間事業者等と更なる協力体制を構築し、課題解決に向けた可能性を柔軟に検討することで、市民、公、民がともにメリットを享受するとともに先進的なまちづくりを進めていくことを目的とする。

#### 3 公民連携の定義

公民連携における「公」は青梅市を、「民」は民間事業者等（営利企業、財団法人等の法人格を有する民間団体）を指すものとする。

#### 4 公民連携の範囲

市の実施する事務事業を原則とする。ただし、現在実施していない事務事業であっても本市が実施すべきであると考えられる事務事業であって、行政の活動範囲として適切であると判断できるものを含むものとする。

#### 5 公民連携の原則

##### (1) 課題・目標共有の原則

公民連携の推進に当たり、市と民間事業者等とが市民サービスの向上、地域経済の活性化等の課題および目標を共有し、お互いのメリットを見出し、互恵的な関係を構築すること。

##### (2) 対等、対話の原則

お互いに対等の立場で対話を重ね、信頼関係を構築することにより、公民連携の目的を実現すること。

##### (3) 公平性・透明性確保の原則

民間事業者等から広く連携の提案を受け付けるとともに、公民連携の各段階に

において、公平性、透明性を確保する。

#### (4) アイデア保護の原則

連携を行うに当たり、透明性の確保を原則とするが、民間事業者等の独自のアイデア等については、保護すべき情報を協議の上、適切に保護する。

#### (5) 役割分担および責任の明確化の原則

連携を行うに当たり、様々なリスクを想定した上で、その範囲および責任について合意し、明確化することにより、事業の安定性を確保する。

### 6 連携のプロセス

本指針にもとづく連携の手順については次のとおりとする。

#### (1) 提案

民間事業者等からの発想提案、または行政からの提案募集の2種類とする。

##### ア 発想提案

協働に関する提案、実証実験の提案、公有地の利活用提案等、幅広い民間事業者等からの提案を常時受け付ける。

##### イ 提案募集

行政が抱える特定の課題について、提案募集要項を作成し、民間事業者等から課題解決提案を公募する。

#### (2) 相談・対話

民間事業者等と提案方法、提案内容等に関する相談を受けるとともに、対等な立場で対話を実施し、提案内容の熟度を高める。また、行政からの提案募集に関するヒアリング等を実施する。

#### (3) 事業スキームの構築

提案内容により、主に以下のスキームを構築する。

##### ア 協定方式

他者との競合性がなく、提案に行動の独創性があると認められる場合に、市と提案者との間で協定、合意書等を結び、事業実施者とする。

##### イ プロポーザル方式

提案の独自性、創造性等が大きな要素を占め、提案内容の質によって費用対効果の最大化を図る必要がある場合、公募により事業企画書の提出を受け、審査および評価を実施し、契約の相手方を特定する。

##### ウ 課題提起型公募方式

提案により把握された行政課題について、提案者の解決方法とは異なる方法により当該課題の解決が見込まれる場合、提案者の同意のもと、課題解決策を新たに募集し、評価する。

(4) 事業スキームの決定

企画政策課は所管部署と調整のうえ、(1)から(3)のプロセスをまとめ、経営会議等の意思決定方法により、市長が事業スキームを決定する。

(5) 公募等の実施

公募等が必要な案件については、所管部署と調整のうえ、企画政策課が実施する。

(6) 事業実施

事業の実施に当たっては、事業内容と関連する事務の所管部署が協力する。

(7) 評価および検証

実施事業について、定量的効果および定性的効果について評価、検証を行い、今後の公民連携事業の改善に活用する。

7 連携窓口の設置

民間事業者等からの相談や提案に対応するため、企画政策課に公民連携窓口を設置する。

8 ふらっとフォームの活用による公民連携の推進

市民、行政、民間事業者等が異なる視点または価値観をもって対話し、公民連携に関するアイデアを創発する場として、ふらっとカフェ等ふらっとフォームにおける協議の場を活用するものとする。

9 庶務

この指針にもとづく公民連携に関する事業にかかる庶務は、企画政策課において処理する。

10 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は青梅市長が別に定める。

11 実施期日

この指針は令和元年11月5日から実施する。

## 令和2年青梅市国勢調査実施本部設置要綱

1 設置

令和2年国勢調査（以下「国勢調査」という。）を適切かつ能率的に実施できるよう庁内体制を確立し、もって調査の万全を期するため、青梅市国勢調査実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国勢調査の実施にかかる企画および進行に関すること。
- (2) 市民に対する広報に関すること。
- (3) 庁内および関係機関との連携に関すること。
- (4) その他国勢調査の実施に当たり必要な事項に関すること。

### 3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に掲げる部長および議会議務局長

### 4 職務

- (1) 本部長は、本部の事務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。
- (4) 本部員の統括は、総務部長が行う。

### 5 事務局

- (1) 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に次に掲げる班を置き、次の事務を分掌させる。

#### ア 調査班

- (ア) 指導員および調査員の選任に関すること。
- (イ) 指導員および調査員の事務打合せ会の運営に関すること。
- (ウ) 調査票の回収および審査に関すること。
- (エ) 指導員および調査員の報酬等の支払に関すること。
- (オ) 本部の会議その他国勢調査の推進に関すること。
- (カ) その他国勢調査の実施に必要な事項に関すること。

#### イ 普及班

- (ア) インターネット回答の推進に関すること。
- (イ) その他インターネット回答に必要な事項に関すること。

#### ウ 広報班

- (ア) 国勢調査の広報に関すること。
  - (イ) その他広報に必要な事項に関すること。
- (3) 事務局は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 事務局長 総務契約課長

イ 班長および班員 次に掲げる職員

(ア) 調査班

a 班長 総務契約課庶務係長

b 班員 総務契約課庶務係の職員および本部員が所属職員の中から指名する職員

(イ) 普及班

a 班長 総務契約課契約係長

b 班員 総務契約課契約係の職員および本部員が所属職員の中から指名する職員

(ウ) 広報班

a 班長 総務契約課管財係長

b 班員 総務契約課管財係の職員および本部員が所属職員の中から指名する職員

(4) 事務局長は、上司の命を受け、本部の事務をつかさどり、班長および班員を指揮監督する。

(5) 班長は、上司の命を受け、班の事務を主管し、班員を指揮監督する。

(6) 班員は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

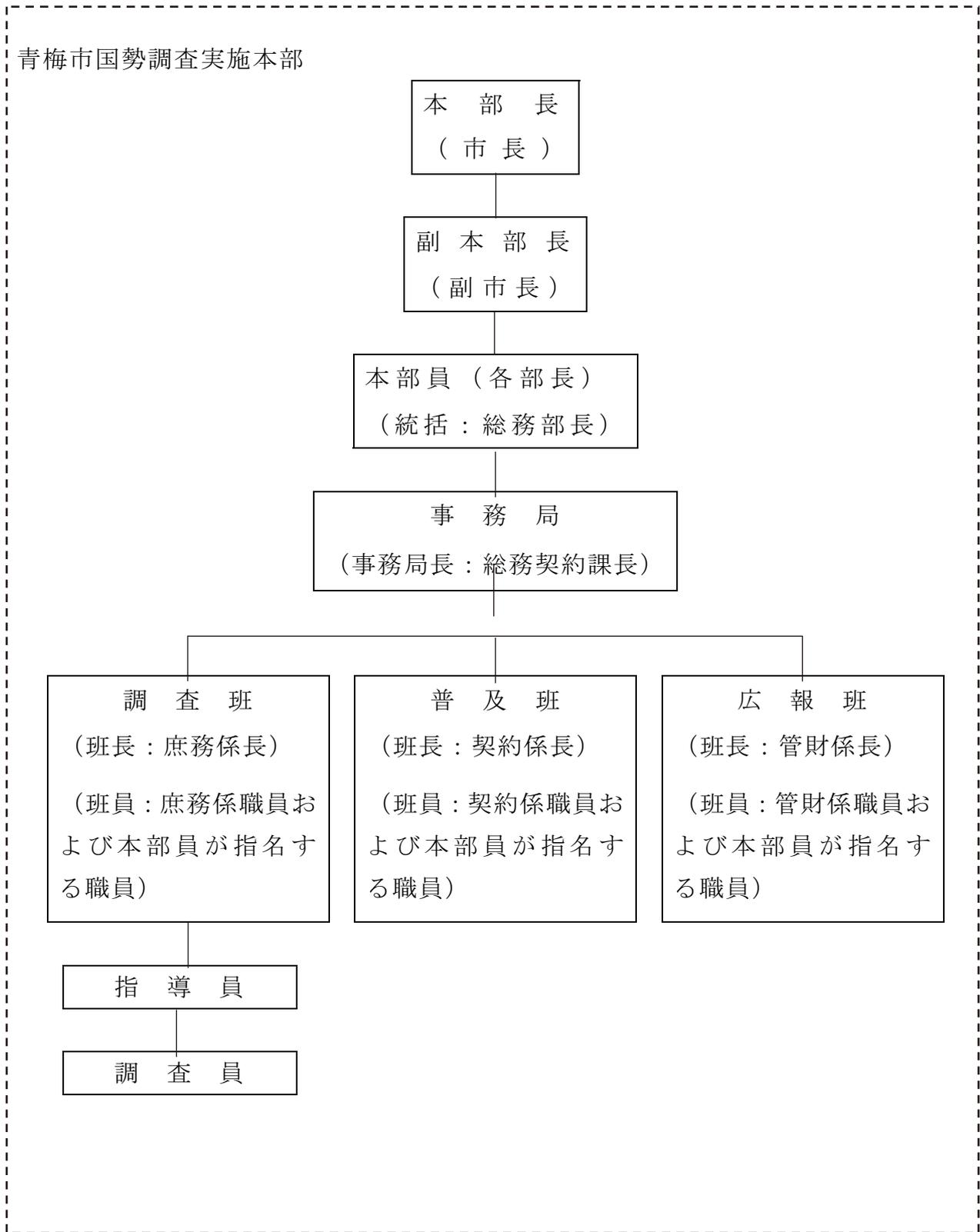
6 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

7 実施期日等

この要綱は、令和2年4月1日から実施し、国勢調査の事務が終了した日の翌日をもって廃止する。

令和2年国勢調査実施体制



## 青梅市時間外勤務命令等における他律的業務の範囲に関する基準

### 1 趣旨

この基準は、青梅市一般職の職員の時間外勤務命令等に関する上限時間の設定等に関する規則（令和元年規則第5号）第2条第1項第2号に規定する他律的業務に該当する業務の範囲を定めるものとする。

### 2 他律的業務の範囲

他律的業務に該当する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国、東京都、他の市区町村、関係機関等の外部機関と密接に関係する業務または議会関係業務等、業務の量または時期が他律的に決まる比重が高い業務
- (2) 業務システム更新業務、大規模イベントの準備等、3か月以下の限られた時期において一時的、突発的に業務量が大幅に増加する業務
- (3) 新たな重要課題への対応、社会的または自然的環境の著しい変化への対応等、業務の量または時期を予見して計画的な処理を行うことが困難と認められる業務
- (4) 自然災害、事件または事故の対応等、市民の生命もしくは財産または公務運営に影響が生じる可能性がある臨時的または緊急的な業務
- (5) 年度途中での長期療養者の発生または人事異動等、やむを得ない事情による人員減が発生した場合で速やかな人員補充が困難なときの補完業務

### 3 他律職場として定める職場の単位

他律職場（他律的業務の比重が高い職場として指定する職場をいう。以下同じ。）は、原則として係に相当するものを単位として指定する。

### 4 他律職場として指定する期間

他律職場として指定する期間は、原則として月を単位とする。

### 5 実施期日

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

## 令和2年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必

要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路または当該道路以外の市が管理する道路をいう。

## 3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等を所有または管理し、当該ブロック塀等を撤去する者
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (3) 市税等に滞納がない者

## 4 補助対象ブロック塀等

補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市の区域内で一般の通行の用に供している道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1メートルを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの

## 5 補助対象工事

補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前項の補助対象ブロック塀等にかかる工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。この場合において、当該ブロック塀等の一部を撤去する場合は、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること。
- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的としたブロック塀等の撤去工事ではないこと。
- (3) 同一敷地内において、この要綱による補助金その他同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等を撤去後に、撤去箇所の十分な安全確保を図ること。
- (5) 第8項に定める交付決定後に着手するもの。
- (6) 令和3年3月31日までに完了する工事であること。

## 6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事に要した費用の10分の9の額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さ(0.1メートル未満の端数を切り捨てたものとする。)に1メートル当たり6,000円を乗じて得た額
- (3) 18万円

## 7 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して青梅市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

## 8 補助金の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の決定をし、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

## 9 補助内容の変更・中止等

- (1) 前項の規定により補助の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更しようとするときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書(様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的および交付額に変更を要しない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。
- (2) 市長は、前号に規定する変更または中止の申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認(不承認)通知書(様式第5号)により、補助決定者に通知するものとする。

## 10 完了報告

補助決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書(様式第6号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

## 11 補助金の額の確定

市長は、前項の工事完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて調査等を行い、撤去工事が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助決定者に通知するものとする。

## 12 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

## 13 補助金の交付

市長は前項の青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

## 14 交付決定の取消し等

(1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定める補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金決定取消（変更）通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するとともに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、青梅市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

## 15 報告および検査等

市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

## 16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

## 17 実施期日

(1) この要綱は、令和2年4月1日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

(3) 平成30年6月18日からこの要綱の実施期日の前日までの間に着手したブロック塀等の撤去工事（以下「実施期日前対象工事」という。）については、第3項から第5項までの要件（同項第5号を除く。）を満たすことが確認できる場合に限り、同項第5号の規定にかかわらず、補助対象工事とすることができる。

- (4) 実施期日前対象工事については、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出期限にかかわらず、当該実績報告書を市長が定める日までに提出することができる。

## 青梅市自治会振興交付金の交付金の額の算定等に関する基準

### 1 目的

この基準は、青梅市自治会振興交付金交付要綱（平成11年4月1日実施。以下「要綱」という。）第6項の規定による交付金の額の算定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 算定基準

交付金の額は、次の基準により算定した額を合算したものとする。

#### (1) 自治会等振興分

要綱第3項に規定する自治会、支会および連合会に対し、次の基準により交付する。

区分	交付額
連合会に対する交付金	定額
支会に対する交付金	均等交付額割ならびに毎年度4月1日現在の加入自治会数および加入世帯数に応じ算定した自治会数割交付額および世帯数割交付額を合算した額
自治会に対する交付金	均等割交付額および毎年度4月1日現在の加入世帯数に応じ算定した世帯数割交付額を合算した額

#### (2) レクリエーション活動等助成分

要綱第3項に規定する支会およびその他市長が認める団体に対し、次の基準により交付する。

区分		交付基準	交付単価（1団体当たり）
均等割	支会均等割	交付金総額の66／100に相当する額	990,000円（固定） 交付金額が改定された場合は増減率を乗じた額
	団体均等割		均等割総額から支会均等割総額を減じた額を団体数で除した額
人口割		交付金総額の34／100に相当する額	左の額を市の総人口で除し、その額を団体の人口に乗じた額

- 備考 1 支会均等割は、支会および三団地連絡協議会に交付する。
- 2 団体均等割は、200以上の世帯を有する団体に交付する。
- 3 人口は、交付金（レクリエーション活動等助成分）の総額が改定された年度の4月1日現在とする。

### 3 用途

市長は、前項の基準により算定し、交付した交付金について、要綱第4項に掲げる交付対象事業について使用する限りにおいては、その用途を制限しない。

### 4 その他

この基準に定めることのほか、交付金の額の算定に関して必要な事項は市長が定める。

### 5 実施期日

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

## 青梅市見守り支援ネットワーク事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を図り、もって地域住民の福祉の向上を図ることを目的として行う青梅市見守り支援ネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とし、市の地域包括支援センター、民生・児童委員および協力事業者と、それぞれの役割分担の下、相互に連携し

ながら見守り活動を行うものとする。

### 3 用語の定義

- (1) 見守り対象者 市の区域内に居住する者のうち、高齢者、障害者、子ども等見守りが必要なものをいう。
- (2) 実施機関 民生・児童委員および次号に規定する協力事業者から連絡を受け、支援および対応を行う機関は、市および地域包括支援センターとする。
- (3) 協力事業者 見守り対象者の発見および情報の連絡を担う民間事業者等であって、市との事業にかかる協定（以下「事業協定」という。）を締結したものをいう。
- (4) 緩やかな見守り 民生・児童委員および協力事業者が、日常生活または日常業務の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」等見守り対象者の何らかの異変を発見することができた場合に、実施機関に対し必要な連絡を行う見守り活動をいい、積極的な異変の発見義務および連絡責任を負わないものをいう。

### 4 事業内容

- (1) 民生・児童委員および協力事業者は、緩やかな見守りを行うものとする。ただし、生命に関わる緊急性があるときは、警察、消防等へ先に通報するものとする。
- (2) 実施機関は、民生・児童委員または協力事業者から前号による連絡を受けた場合において、提供された情報により見守り対象者の状況を確認し、当該見守り対象者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等を実施するものとする。
- (3) 第1号により、民生・児童委員および協力事業者が見守り対象者にかかる情報を市に連絡するときは、当該見守り対象者の氏名、住所および異変が確認されたときの状況を知らせるものとする。

### 5 事業協定

協力事業者となることを希望するものは、あらかじめ、市と事業協定を締結するものとする。この場合において、事業協定は、事業以外で市に協力をするその他の事業を包含することを妨げないものとする。

### 6 個人情報の保護

実施機関および協力事業者の職員は、この要綱にもとづく事業の実施に関して知り得た個人情報を、みだりに第三者に提供し、または事業実施以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 7 庶務

事業の庶務は、高齢者支援担当課において処理する。

### 8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、青梅市長が別に定

める。

## 9 実施期日

この要綱は、令和2年4月1日から実施し、平成26年5月27日から適用する。

# 青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

## 1 目的

この要綱は、介護保険法にもとづく一般介護予防事業を通じた地域づくりに資するため、同法の規定による住民主体の介護予防を目的とした事業（以下「地域介護予防事業」という。）に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 交付対象者

交付対象者は、青梅市（以下「市」という。）が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した者が所属し、地域介護予防事業の実施を目的とした活動を行う市の区域内（以下「市内」という。）の団体で、地域介護予防事業を行い、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 1年以上継続して事業を実施できる団体であること。
- (2) 市内においておおむね10人以上で行う活動であり、かつ、月に1回以上実施し、1回当たりの実施時間が1時間以上であること。
- (3) 前号の実施時間における介護予防に関する運動および講座が、原則30分以上含まれるものであること。
- (4) 市内に居住する65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動で、年齢以外の制限を設けないこと。
- (5) 営利活動、宗教活動または政治活動を目的とする事業ではないこと。

## 3 団体の登録

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）を記載した青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録申請書（様式第1号）により市に登録しなければならない。

ア 団体名、代表者住所、氏名および連絡先

イ 研修修了者氏名

ウ 構成員数

エ 補助金の支払にかかる口座番号

オ 実施地域

カ 実施拠点

(2) 前号に定める登録事項に変更が生じたとき、または事業を中止したときは、青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録事項変更・登録解除申請書（様式第2号）により、市長へ届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

#### 4 登録団体の決定

(1) 市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録団体の適否を決定し、青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録（不登録）決定通知書（様式第3号）により、団体代表者に通知するものとする。

(2) 市長は、前項第1号の登録事項の内容に虚偽等があった場合または市長が適当でないと認めたときは、その登録を取り消すことができるものとする。

#### 5 補助金交付対象経費

補助金として、補助対象事業に要する経費である施設使用料のうち、会場借上料相当額を交付するものとする。この場合において、補助金を交付することができる施設は、市が所管する公の施設、市内の自治会館その他の公共的施設のみとする。

#### 6 実績報告書兼請求書

団体代表者は、別に定める期間における事業実施後、速やかに青梅市地域介護予防活動支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に会場借上料の領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

#### 7 補助金の交付

市長は、前項の報告書兼請求書にもとづき、内容審査の上、補助金を交付するものとする。

#### 8 交付決定の取消し

補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

#### 9 補助金の返還

市長は、前項の規定にもとづく取消しをした場合において、補助事業の当該取

消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助対象者に命ずるものとする。

## 10 その他

この要綱および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年4月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和5年3月31日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

# 青梅市介護予防・日常生活支援総合事業 における電話等状況確認サービス事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日実施。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として行う通所型サービス事業における電話等状況確認サービス事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業内容

青梅市長（以下「市長」という。）は、基本要綱第3項第3号および第4号に定める通所型サービス事業として事業を行うものとする。ただし、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 通所型サービス事業を行う者が都道府県等から休業の要請を受け、もしくは自主的に休業し、または通所型サービス利用者が自主的に通所を取りやめたことにより行うものであること。
- (2) 利用者等の意向を確認した上で行うものであること。
- (3) 利用者のケアプランに位置付けた利用日において、利用者宅への電話等により行うものであること。
- (4) 利用者の健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等を確認するものであること。

(5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定にもとづく緊急事態宣言がされた場合、当該緊急事態宣言がされた日の属する月の初日から、同条第5項にもとづく緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月末日までの期間になされたもの（第1項に定める新型コロナウイルス感染拡大防止措置にかかるものに限る。）であること。ただし、令和2年4月1日から令和2年4月6日までは当該期間に含めないものとする。

### 3 事業に要する費用の額

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。）に掲げる市の地域区分にもとづく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表左欄に掲げる利用者区分ごとに同表右欄に定める単位数を乗じて得た額。ただし、当該サービス提供月に通所実績がある場合は、基本要綱第7項第3号および第4号に規定される額とする。

### 4 第1号事業支給費

市長は、総合事業の対象者が事業を利用したときは、第1号事業支給費として前項に定める費用の額の100分の90（介護保険法（平成9年法律第123号）第59条の2第1項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

### 5 高額第1号事業費の支給

高額第1号事業費の支給に当たっては、事業を基本要綱第8項第2号に規定する第1号通所事業として扱うものとし、基本要綱第9項に定めるところにより支給するものとする。

### 6 利用料

利用料にかかる事業の扱いについては、前項の例によるものとし、利用者は、基本要綱第11項に定めるところによりこれを負担するものとする。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基本要綱の定めるところによる。

### 8 実施期日等

この要綱は、令和2年4月28日から実施し、令和2年4月7日から適用する。

別表（第3項関係）

利用者区分		1日当たり単位数
基本要綱第3項第1号に規定する事業利用者	要支援2	177単位
	要支援1・基本チェックリスト該当者	171単位
基本要綱第3項第2号に規定する事業利用者	要支援2・要支援1・基本チェックリスト該当者	153単位

備考 運動器機能向上加算、口腔機能向上加算および栄養改善加算は算定対象外とする。

**令和2年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針**

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が令和2年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

#### 4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、市内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

#### 5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

##### (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

##### (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

##### (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

#### (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

#### 6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

#### 7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

#### 8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

#### 9 実施期日

この方針は、令和2年4月1日から実施する。

## 青梅市定期予防接種再接種費用助成金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）にもとづく定期の予防接種による免疫が、特別な理由によって消失した者が任意で再度の予防接種を受ける際の費用を助成するために必要な事項を定め、もって再予防接種にかかる経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生およびまん延を防止することを目的とする。

### 2 助成対象の予防接種

助成対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものとする。

### 3 接種対象者

助成対象予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 助成対象予防接種を受ける日において、青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されている者で20歳未満のもの

(2) 骨髄移植等の特別な理由により免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できない者で、再接種により免疫を得る効果が期待できると医師に判断されているもの

#### 4 助成金額

助成額は、接種対象者が助成対象予防接種に要した費用と助成対象予防接種を受けた年度における市と青梅市医師会との助成対象予防接種にかかる契約単価とワクチン購入契約単価を合わせた額（補助基準額）を比較して少ない方の額とする。

#### 5 認定申請

接種対象者で助成を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、当該助成にかかる予防接種を受ける前までに、青梅市定期予防接種再接種費用助成対象認定申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 青梅市定期予防接種再接種費用助成に関する医師の意見書（様式第2号）
- (2) 母子手帳の予防接種実施状況が記録された部分の写しまたは当該予防接種の実施履歴が確認できるものの写し

#### 6 認定・不認定通知

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定または不認定を決定するものとし、青梅市定期予防接種再接種費用助成対象（認定・不認定）通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

#### 7 費用の支払

前項により認定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、認定された助成対象予防接種を受けるときは、当該助成対象予防接種を実施した医療機関等（国内に所在するものに限る。）に対し、その要した費用を支払うものとする。

#### 8 助成金の交付申請

助成対象予防接種を受けた助成対象者は、助成対象予防接種の実施の日から1年を期限として、青梅市定期予防接種再接種費用助成金交付申請書（様式第4号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象予防接種の実施医療機関が発行した領収書の原本（接種した予防接種の種類および金額が記載されたものに限る。）
- (2) 助成対象予防接種の予診票の写しまたは当該接種履歴が確認できるものの写し

#### 9 助成金の交付決定

市長は、前項の書類の提出があったときは、当該申請にかかる書類の審査を行い、交付の可否について、青梅市定期予防接種再接種費用助成金（交付・不交付）決定

通知書（様式第5号）により、その結果を助成対象者に通知するものとする。

#### 10 助成金の支払等

(1) 前項の助成金交付決定者は、接種完了日から1年を期限として、青梅市定期予防接種再接種費用助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による請求があった場合、その内容を確認後、助成金交付決定者に支払うものとする。

#### 11 交付決定の取消し等

市長は、助成金交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとし、当該取消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

#### 12 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

#### 13 実施期日

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 青梅市一時預かり事業利用者補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成22年8月2日付け福保子保第910号）に規定する都単独型一時預かり事業および定期利用保育事業（以下「都型一時預かり事業」という。）を利用する児童について、幼児教育・保育無償化と同様に、利用料の無償化を図り、もって児童と家庭の支援に資することを目的とする。

### 2 補助対象者

補助対象者は、青梅市保育の必要性および施設等利用給付の認定等に関する規則（平成26年規則第24号）第3条第2項第1号、第2号（保護者および当該保護者と同一の世帯に属する者の市民税が非課税である世帯（以下「市民税非課税世帯」という。）に限る。）、同条第4項第1号または第2号に規定する認定を受けている児童の保護者で、都型一時預かり事業を利用するものとする。ただし、次のいずれ

かに該当する場合は対象から除くものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設または同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を、保育標準時間または保育短時間により利用している場合
- (2) 緊急1歳児受入事業実施要綱（平成30年3月30日付け29福保子保第5924号）に規定する緊急1歳児受入事業を利用している場合
- (3) 認可外保育施設において都型一時預かり事業を実施し、法第30条の2に規定する施設等利用費の支給対象となる場合

### 3 補助対象経費等

対象児童1人当たりの保護者負担額（給食費、おやつ代は除く。）とし、限度額は次のとおりとする。ただし、施設等利用費の支給を受けている場合は、その支給額を控除した額とする。

- (1) 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した児童については月額37,000円とする。ただし、法の規定による認定こども園、幼稚園または特別支援学校に在籍する児童については、月額11,300円とする。
- (2) 市民税非課税世帯で満3歳に達する日以後最初の3月31日までの児童については、月額42,000円とする。ただし、認定こども園、幼稚園または特別支援学校に在籍する児童については、月額16,300円とする。この場合において、市民税非課税世帯の判定は、4月から8月までは前年度、9月から翌年3月までは当年度のものとする。

### 4 交付の手続

#### (1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市一時預かり事業利用者補助金交付申請書（様式第1号）に係する書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

#### (2) 交付決定の通知

市長は、前号の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市一時預かり事業利用者補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### (3) 交付の時期

市長は、補助金を毎年4月分から8月分までおよび9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付するものとする。

### 5 補助金に関する調査

市長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し

報告を求め、または実地に調査を行うものとする。

## 6 決定の取消し

市長は、補助金の交付を受けた保護者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

## 7 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## 8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

## 9 実施期日

- (1) この要綱は、令和2年3月26日から実施し、令和元年10月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効後に必要となる報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

# 青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付要綱

## 1 目的

この要綱は、社会福祉法人を除く民間の事業者（以下「事業者」という。）が、青梅市（以下「市」という。）の区域内における認可保育所および認定こども園（以下「保育施設」という。）の整備を行う場合に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 補助対象

この補助金の対象は、次にかかげる要綱の対象となる保育施設の新設、修理、改造または整備とする。

- (1) 国保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号。以下「国要綱」という。）
- (2) 東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱（平成31年4月1日付け30福保子計第1450号）
- (3) 東京都認定こども園施設整備補助金交付要綱（平成27年9月1日付け27生私振第490号。以下前号の要綱と合わせて「都要綱」という。）

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、次に該当する事業（以下「整備事業」という。）を行う場合とする。

(1) 整備事業が次のいずれかに適合する整備事業であること。

ア 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）

イ 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例122号）

ウ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）

(2) 整備事業に要する費用について、事業者の財源措置が確実なものであること。

(3) 整備事業の計画および実施方法が事業の目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。

(4) 整備事業を行う事業者が同一年度に同一施設の同じ建物にかかる市からの補助を受けていないものであること。

### 4 補助対象経費

補助金の対象経費は、対象となる保育施設の種別ごとに第2項第1号から第3号までにかかげる国要綱および都要綱で定める経費とする。

### 5 補助金交付額

補助金交付額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 国要綱で定める補助基準額から当該整備事業を行う事業者の負担割合に相当する額を控除した額

(2) 都要綱の対象となる場合は、東京都から交付される補助金の額

### 6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

### 7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定により交付申請のあった事業について適当と認める場合は、青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

### 8 補助金の交付時期

補助金は、原則として補助事業が完了したときに全額を交付するものとする。た

だし、補助事業が2か年度にわたる場合は、補助金交付額は計画全体を通じての限度額とし、実績報告にもとづく出来高に応じて、年度ごとに交付するものとする。

#### 9 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

#### 10 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

#### 11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し、その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

#### 12 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業者に補助事業の進捗よく状況について報告させることができる。

#### 13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市民間保育施設の整備に対する補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

#### 14 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### 15 補助金の支払

補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

い。

## 16 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第14項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 17 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。第14項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

## 18 財産処分の制限

事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械および器具およびその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊しまたは廃棄してはならない。

## 19 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

## 20 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、

事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 21 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

#### 22 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

#### 23 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に関する消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

#### 24 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

#### 25 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年3月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

## 令和元年度青梅市放課後児童健全育成事業特例措置分補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成28年6月14日実施。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を、同法第34条の8第2項の規定にもとづき青梅市長に届け出て行う者に対し、予算の

範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、基本要綱に定めるもののほか、別表に掲げる新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業とする。

## 3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

## 4 補助金の額

補助金の額は、前項に規定する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 5 補助金の交付手続等

補助金の交付にかかる手続は、基本要綱第8項から第11項までの定めによるものとする。この場合において、放課後児童健全育成事業における補助金の額は、基本要綱における一般分および特定分と合わせて行うものとする。

## 6 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基本要綱の定めるところによる。

## 7 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年3月26日から実施し、同年3月2日から適用する。ただし、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

### 別表（第4項・第5項関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	1 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業（平日において午前中から開所するための経費を補助） 1 支援の単位当たり日額 10,200円	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

	<p>2 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業（平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助）</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>20,000円</p>	
	<p>3 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助）</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>36,000円</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、別表1の放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p>	
	<p>4 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業（支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助）</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>26,000円</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、別表1の放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p>	
	<p>5 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業（平日において午前中から障害児を受け入れる場</p>	

	<p>合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助)</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>6, 000円</p>	
	<p>6 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業（平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、前5に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助)</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>6, 000円</p>	
	<p>7 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業（平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助)</p> <p>1 支援の単位当たり日額</p> <p>12, 000円</p>	
	<p>8 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時支援事業</p> <p>1 支援単位当たり日額</p> <p>10, 200円</p>	

備考

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、令和2年3月2日から同年の春休みの前日までの間に限る。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時支援事業は、1から7までに定める事項にかかる各補助基準額（実施しない事項にかかる補助基準額を除く。）の合算額を超える費用について対象とする。

# 令和元年度青梅市新型コロナウイルス感染症 予防対策保育環境改善事業補助金交付要綱

## 1 目的

この要綱は、厚生労働省通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（令和2年3月12日厚生労働省発子発子0312第60号）にもとづき、保育所等において新型コロナウイルス感染症予防対策のため保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象施設は、青梅市（以下「市」という。）の区域内において設置または実施する次のいずれかに掲げる施設または事業とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (3) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

## 3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育環境改善として新型コロナウイルス感染症予防対策として行う事業とする。

## 4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表1 補助対象経費に定めるものとする。

## 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表2 補助基準額に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

## 6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表3 補助対象期間に定めるものとする。

## 7 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする保育施設の設置者（第2項第3号に掲げる事業については、当該事業を実施しようとする事業者。）（以下「事業者」という。）は、令和元年度青梅市新型コロナウイルス感染症予防対策保育環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

## 8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和元年度青梅市新型コロナウイルス感染症予防対策保育環境改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

## 9 補助金の支払等

(1) 前項の規定による交付決定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## 10 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

## 11 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 12 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

## 13 遂行命令

(1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

#### 14 是正のための措置

市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

#### 15 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式8号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

#### 16 決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

#### 17 補助金の返還

市長は、第10項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 18 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支および支出を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

## 19 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

## 20 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## 21 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

## 22 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年3月26日から実施し、同年1月16日から適用する。ただし、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

### 別表（第4項・第5項関係）

1 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症予防対策を実施するために必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、備品購入費、リース料
2 補助基準額	1施設当たり 500千円（ただし、市が直接実施する新型コロナウイルス感染症予防対策の費用を控除した額とする。）
3 補助対象期間	令和2年1月16日から同年3月31日まで

## 青梅市における借地を活用した認可 保育所設置支援事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、民有地を賃貸借して新たに認可保育所を設置運営しようとする事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該民有地の賃貸借にかかる賃料相当額について、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することにより、認可保育所の安定した運営を図ることを目的とする。

### 2 補助対象施設

補助金の対象施設は、市の区域内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）とする。

### 3 補助対象事業等

- (1) 補助金の対象となる事業は、平成31年4月1日以降において、事業者が民有地所有者から土地を借り受けて実施する認可保育所の設置事業とする。
- (2) 前号の土地の賃貸借契約は、令和2年3月31日までに民有地所有者と事業者の間で締結されて、土地の賃貸借期間が開始されたものを対象とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象としない。
  - ア 賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
  - イ 他の補助制度等により現に経費の一部または全部に補助を受けている場合
  - ウ その他青梅市長（以下「市長」という。）が不相当と認める場合

### 4 補助対象期間

- (1) 補助対象となる期間は、土地の賃貸借期間が開始された日が属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算して上記の60月に含めるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、青梅市民間保育施設の整備に対する補助金交付要綱にもとづき土地の賃借料相当分の補助を受けている場合は、当該認可保育所の開設日の属する月の前月までの期間に相当する月数（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）を補助対象期間から除外するものとする。ただし、前払賃料を計上し、前払する期間が施設の開設日以後に及ぶ場合には、当該期間を補助対象期間から除外する。

### 5 補助対象経費等

- (1) 補助金の対象経費および基準額は、別表のとおりとする。

- (2) 補助金の額は、基準額と対象経費を比較していずれか少ない額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 6 交付の手続

### (1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする事業者は、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

### (2) 交付決定の通知

市長は、前号の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

## 7 補助条件

### (1) 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

### (2) 事業内容の変更等

ア 前項第2号の決定通知書を受領した事業者（以下「補助決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

イ 市長は、前記アに規定する申請書の内容について審査し、相当と認める場合には、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

### (3) 事故報告等

補助決定者は、補助事業が予定の期間内に補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

### (4) 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助決定者に対しその遂行の

状況に関し報告を求めることができる。

(5) 補助事業の遂行命令等

ア 市長は、前2号の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 前記アの命令に違反したときは、市長は、補助決定者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

8 実績の報告等

(1) 実績報告

補助決定者は、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

(2) 補助金の額の確定

市長は、前号の規定による実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市における借地を活用した認可保育所設置支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(3) 是正のための措置

ア 市長は、前号の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

イ 第1号による実績報告は、前記アの命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(4) 決定の取消し

ア 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他の法令にもとづく命令に違反したとき。

イ 前記アの条件は、第2号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に  
おいても適用する。

(5) 補助金の返還

市長は、第8項第1号または前号の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(6) 違約加算金

補助決定者は、前号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(7) 延滞金

補助決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(8) 他の補助金等の一時停止

補助決定者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他の同種の事務または事業について、交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(9) 書類の整備保管

補助決定者は、補助金と補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかななければならない。

9 補助金の請求

(1) 前項第2号に規定する確定通知書を受領した補助決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

10 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

#### 11 実施期日

- (1) この要綱は、令和2年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効後に必要となる報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

#### 別表（第6項関係）

補助対象経費	補助基準額
民有地を賃貸借して認可保育所を新たに開設する場合に要する土地の賃料（礼金または敷金もしくは保証金等を除く。）	年額5,000千円（ただし、当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）

### 令和2年度子どもふれあいフェスタ2020事業補助金交付要綱

#### 1 目的

この要綱は、子どもふれあいフェスタ2020実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2020事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子育て支援および子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

#### 2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、子どもふれあいフェスタ2020実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

#### 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2020事業とする。

#### 4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、子どもふれあいフェスタ2020事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

#### 5 補助金の額

補助金の額は、27万円を上限とする。

#### 6 補助金の交付申請

実行委員会は、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、子どもふれあいフェスタ2019事業計画書（様式第2号）および青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

#### 7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

#### 8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

#### 9 補助金の支出

市長は、請求書の收受後、速やかに補助金を支出するものとする。

#### 10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

#### 11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、実行委員会に通知するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、子どもふれあいフェスタ2020事業補助金精算書（様式第7号）により速やかに精算しなければならない。

#### 12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の

交付決定にもとづく命令に違反したとき。

### 13 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第11項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

### 14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

### 15 実施期日

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 令和2年度青梅市中小企業振興資金等における 緊急対策資金融資信用保証料補助要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱（昭和51年4月1日実施。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策資金（以下「緊急対策資金」という。）の信用保証料にかかる経費を市が補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助の対象

この補助金の交付の対象となる者は、基本要綱第2項に定めるものとする。

### 3 補助金の額等

市は、中小企業者が保証契約にもとづき払込みを行った信用保証料のうち、緊急対策資金については、その全額を予算の範囲内で補助するものとする。なお、補助額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

### 4 補助金の交付申請等

補助金の交付にかかる申請等は、基本要綱第4項から第6項までの定めによるものとする。

### 5 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基本要綱の定めるところによる。

## 6 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年4月16日から実施し、令和2年9月30日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

# 東京におけるマンションの適正な管理の 促進に関する条例にかかる事務取扱要綱

## 1 目的

この要綱は、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）の定めるところにより、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号。以下「条例」という。）にかかる事務を青梅市が処理することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱における用語の意義は、条例および東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則（令和元年東京都規則第74号。以下「規則」という。）の例による。

## 3 届出の受理

条例第15条第1項もしくは第3項から第5項までまたは第16条第1項もしくは第2項の規定による届出に対する受理の通知は、届出受理通知書（様式第1号）により行うものとする。

## 4 届出の要求

- (1) マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第56条第1項に規定する人の居住の用に供する独立部分を6以上有し、かつ、昭和58年12月31日以前に新築されたマンションを除く。）の管理組合に対し、条例第15条第2項の規定により管理状況に関する事項を届け出るよう求める場合は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条第2項の規定にもとづく届出の要求について（様式第2号）により行うものとする。
- (2) 前号の規定は、条例第15条第6項の規定にもとづき、区分所有者等に対して

行う場合に準用する。

## 5 督促

- (1) 条例第15条第1項、第3項もしくは第5項または第16条第1項もしくは第2項の規定にもとづき届出を行うマンションの管理組合が、規則第4条第2項各号または第5条第1項および第2項に定める届出期日までに届出を行わない場合の当該マンションの管理組合に対する督促は、督促状（様式第3号）により行うものとする。
- (2) 前号の規定による督促にもかかわらず、当該マンションの管理組合が督促状（様式第3号）により指定された届出の提出期限までに届出を行わないときの再度の督促は、督促状（様式第4号）により行うものとする。
- (3) 前2号の規定は、条例第15条第6項の規定にもとづき、区分所有者等に対して督促を行う場合に準用する。

## 6 届出を行う区分所有者等の認定

条例第15条第6項の規定にもとづく、同条第1項もしくは第3項から第5項までまたは第16条第1項もしくは第2項の規定による届出を区分所有者等が行うことを認定したときの通知は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条第6項の規定にもとづく届出を行う区分所有者等の認定について（様式第5号）により行い、区分所有者等に届出を求めるものとする。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるところによる。

## 8 実施期日

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

# 青梅市耐震改修促進計画検討委員会設置要綱

## 1 設置

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項にもとづく青梅市耐震改修促進計画（以下「計画」という。）の改定に当たり、必要な事項を検討するため、青梅市耐震改修促進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について、所掌する。

- (1) 計画の改定に関すること。

(2) その他計画の改定に当たって、必要な事項に関すること。

### 3 組織

(1) 委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 施設課長、防災課長および都市計画課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

### 6 報告

委員長は、必要に応じて委員会の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。

### 7 庶務

委員会の庶務は、住宅課において処理する。

### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 9 実施期日等

この要綱は、令和2年4月6日から実施し、第6項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

## 多摩川モーターボート競走場会計年度任用職員投票委員取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、多摩川モーターボート競走場の会計年度任用職員投票委員（以下「投票委員」という。）の任用、職務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 職務

投票委員の職務は、勝舟投票券発売所に勤務し、所属長の指揮監督を受けて次に定める業務を行うものとする。

- (1) 勝舟投票券発売所における勝舟投票券の作成および発売に関すること。
- (2) 勝舟投票券発売所における払戻金および返還金に関すること。
- (3) 勝舟投票券発売所における多摩川モーターボート競走場従事員の管理運営に関すること。
- (4) その他所属長が指示する業務に関すること。

## 3 身分

投票委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

## 4 任用等

- (1) 投票委員は、心身ともに健全な者で、任用にかかる職務の遂行に必要な知識を有するもののうちから、選考により青梅市長が任命する。
- (2) 投票委員の任期は、1年とし、事業部業務課に配属する。
- (3) 前2号に定めるもののほか、職員の任用等に関し必要な事項は、青梅市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第15号）の定めるところによる。

## 5 勤務日、勤務時間等

- (1) 投票委員の勤務日は、職務の実態に応じて所属長が定める。
- (2) 投票委員の勤務時間およびその割り振りは、職務の実態に応じて、青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）の定める範囲内で、所属長が定める。

## 6 休暇等

投票委員の休暇等については、勤務時間規則の定めるところによる。

## 7 報酬、費用弁償および期末手当

投票委員に支給する報酬、費用弁償および期末手当については、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例（令和元年条例第15号）の定めるところによる。

## 8 災害補償

投票委員の公務上の災害または通勤による災害に対しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより補償する。

## 9 庶務

投票委員に関する庶務は、事業部業務課において処理する。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、投票委員について必要な事項は、別に定める。

## 11 実施期日等

この要綱は、令和2年4月21日から実施し、同年4月1日から適用する。

# 青梅市副校長支援員取扱要綱

## 1 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のうち青梅市立学校（以下「学校」という。）の副校長の業務を支援する副校長支援員（以下「副校長支援員」という。）に関し、法令および条例等で別に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校経営補佐 副校長支援員のうち、1日当たりの勤務時間が7時間45分の者をいう。
- (2) 副校長補佐 副校長支援員のうち、1日当たりの勤務時間が5時間の者をいう。

## 3 職務

副校長支援員は、学校に勤務し、学校長の指揮監督を受けて当該各号に定める業務を行うものとする。

### (1) 学校経営補佐

- ア 調査、報告等に関すること。
- イ 教職員のサービス管理に関すること。
- ウ 学校の施設管理に関すること。
- エ 学校運営事務に関すること。
- オ 地域対応に関すること。
- カ P T Aおよび児童または生徒の保護者の対応に関すること。
- キ 教職員の人材育成に関すること。
- ク その他副校長の業務の支援に関すること。

### (2) 副校長補佐

- ア 調査、報告等に関すること。
- イ 教職員のサービス管理に関すること。

ウ 学校の施設管理に関すること。

エ その他副校長の業務の支援に関すること。

#### 4 任用等

(1) 副校長支援員は、心身ともに健全な者で、前項に規定する職務を理解し、意欲を持って職務を遂行できるもののうちから、選考により青梅市教育委員会が任命する。

(2) 副校長支援員の任期は1年とし、東京都学校マネジメント強化モデル事業を実施する学校に配属する。

(3) 前2号に定めるもののほか、副校長支援員の任用等に必要な事項は、青梅市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第15号）の定めるところによる。

#### 5 勤務日および勤務時間

(1) 学校経営補佐の勤務日は月16日とし、勤務時間は1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。その割り振りは、学校長が定める。

(2) 副校長補佐の勤務日は月16日とし、勤務時間は1日につき休憩時間を除き5時間とする。その割り振りは、学校長が定める。

#### 6 休暇等

副校長支援員の休暇等については、青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年規則第16号）の定めるところによる。

#### 7 報酬、費用弁償および期末手当

副校長支援員に支給する報酬、費用弁償および期末手当については、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例（令和元年条例第15号）の定めるところによる。

#### 8 災害補償

副校長支援員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）に定めるところによる。

#### 9 その他

この要綱に定めるもののほか、副校長支援員について必要な事項は、別に定める。

#### 10 実施期日等

この要綱は、令和2年4月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

## 青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のうち青梅市立学校（以下「学校」という。）の教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ（以下「スタッフ」という。）に関し、法令および条例等で別に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 職務

スタッフは、学校に勤務し、学校長の指揮監督を受けて、資料の印刷、授業準備の補助その他教員の業務支援を行うものとする。

### 3 任用等

- (1) スタッフは、心身ともに健全な者で、前項に規定する職務を理解し、意欲を持って職務を遂行できるもののうちから、選考により青梅市教育委員会が任命する。
- (2) スタッフの任期は1年以内とし、東京都スクール・サポート・スタッフ配置支援事業を実施する学校に配属する。
- (3) 前2号に定めるもののほか、スタッフの任用等に必要な事項は、青梅市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第15号）の定めるところによる。

### 4 勤務日および勤務時間

スタッフの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を通じ、1週間について平均30時間以内とし、かつ、1日について6時間とする。その割り振りは、学校長が定める。ただし、青梅市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年教育委員会規則第2号）第4条第1項に規定する学校の休業日は、勤務しないものとする。

### 5 休暇等

スタッフの休暇等については、青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年規則第16号）の定めるところによる。

### 6 報酬、費用弁償および期末手当

スタッフに支給する報酬、費用弁償および期末手当については、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例（令和元年条例第15号）の定めるところによる。

### 7 災害補償

スタッフの公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37

号)に定めるところによる。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、スタッフについて必要な事項は、別に定める。

## 9 実施期日等

この要綱は、令和2年4月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

# 青梅市学校給食配膳員取扱要綱

## 1 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち学校給食の配膳業務に従事する会計年度任用職員（以下「配膳員」という。）に関し、法令および条例等で別に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 職務

配膳員は、青梅市立学校（以下「学校」という。）に勤務し、青梅市立学校給食センター等から学校に配送された給食の配膳作業に従事する。

## 3 任用等

(1) 配膳員の任用は、心身ともに健全な者で、前項に規定する職務を理解し、意欲を持って職務を遂行できるもののうちから、選考により青梅市教育委員会が任命する。

(2) 配膳員の任期は1年とし、学校に配属する。

(3) 前2号に定めるもののほか配膳員の任用等に必要な事項は、青梅市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第15号）の定めるところによる。

## 4 勤務日数および勤務時間

配膳員の週当たりの勤務日数は5日とし、その勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの間の午前10時から午後2時30分までとする。ただし、業務の都合により勤務時間を変更することができる。

## 5 勤務を要しない日

(1) 配膳員の勤務を要しない日は、青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第3条各項の規定を準用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、勤務を要しない日に勤務が必要と学校長または学

校給食センター所長が認める場合は、勤務時間規則第 34 条の規定を準用し、振り替える日は、学校長または学校給食センター所長が定める。

## 6 休暇等

配膳員の休暇等については、勤務時間規則の定めるところによる。

## 7 出勤および退勤

配膳員は、定刻までに出勤して、自ら出勤簿に押印するものとし、退勤するときには学校長にその旨報告するものとする。

## 8 被服貸与

任命権者は、配膳員に対し作業に必要な被服を貸与する。

## 9 服務

(1) 配膳員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 配膳員は、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(3) 配膳員は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 配膳員は、任命権者の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 10 遵守事項

配膳員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 学校給食の意義を認識し、衛生面に細心の注意を払い、業務に従事すること。

(2) 勤務時間中は、貸与された被服を着用すること。

(3) 勤務時間中は、学校長の許可なく私用で職場を離れないこと。

(4) 職場の整理整頓に努め、常に清潔を保つこと。

(5) 貸与品、備品等は常に大切に取り扱い、故障もしくは破損または紛失等をしたときは、ただちに学校長および学校給食センター所長に報告すること。

(6) 常に健康に留意し、明朗誠実な態度をもって勤務すること。

## 11 報酬

(1) 配膳員の報酬は、青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例（令和元年条例第 15 号。以下「条例」という。）にもとづき支給するものとし、条例第 2 条第 1 項の規定により、任命権者が定める配膳員に対する報酬の額は、別表に定めるところによる。

(2) 配膳員の採用時の報酬の額は、1 号給を適用する。

## 12 昇給の基準

配膳員が現に受けている号給を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号上位の号給に昇給させることができる。ただし、55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることができない。

### 13 健康診断等

配膳員の健康診断および細菌検査は、次のとおり行うものとし、その費用は任命権者が負担するものとする。

- (1) 健康診断 年1回
- (2) 細菌検査 月2回

### 14 就業禁止

任命権者は、配膳員で次の各号の一に該当するものは、就業を禁止するものとする。ただし、医師の意見を必要とする場合は、医師の意見を聞いた上で就業を禁止する。

- (1) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)に規定する感染症等の感染性の疾病にかかった者
- (2) 精神障害のため現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼす恐れのある者
- (3) 心臓、肝臓、肺等の疾病で就業すると病勢が著しく増悪する恐れのある者
- (4) 同居者に感染症またはその疑似患者が発生した者

### 15 災害補償

配膳員の公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡をいう。)または通勤による災害に対しては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償する。

### 16 その他

この要綱に定めるもののほか、配膳員について必要な事項は、別に定める。

### 17 実施期日

この要綱は、令和2年4月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

### 18 経過措置

- (1) 青梅市学校給食配膳員勤務要綱(昭和52年10月1日実施。以下「旧要綱」という。)の規定により採用された配膳員で、令和2年4月1日以降、会計年度任用職員としてこの要綱の適用を受ける配膳員(以下「現職配膳員」という。)の期末手当について、条例第6条第2項の規定による市規則で定める在職期間に応じた割合の算定にかかる同条第1項に定める基準日前6月以内の期間における現職配膳員の勤務日数には、旧要綱にもとづく在職期間も含むものとする。

- (2) 現職配膳員に適用する報酬の額は、旧要綱の規定にもとづく令和2年3月31日時点の報酬の額を引き継ぐものとする。

別表（第11項関係）

配膳員月額報酬表

号給	報酬月額
1	76,770円
2	79,850
3	83,150
4	86,180
5	90,140
6	93,870
7	97,150
8	100,150
9	104,440
10	107,190
11	110,170
12	112,480
13	114,960
14	119,240
15	122,700
16	126,030
17	129,430
18	132,790
19	136,910
20	140,680
21	143,860
22	147,280
23	150,150
24	152,820
25	155,220

